公安委員会

「道路交通法施行規則の一部を改正する | 令和5年6月8日

説明資料No. **1** 

内閣府令案」に対する意見の募集について「交

诵 局

# 1 意見募集の趣旨

道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)の改正に当たり、その 改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

### 2 期間

令和5年6月9日(金)から同年7月8日(土)まで(30日間)

# 3 主な内容

道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部 を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第54号)により設けられた府令附 則第6項の規定により、当分の間、安全運転管理者に対するアルコール検 知器を活用した酒気帯びの有無の確認等の義務に係る規定(第9条の10第 6号及び第7号の一部)は適用しないこととする暫定措置がとられている ところ、同項を削除し、当該暫定措置を廃止することとする。

# 4 施行期日

令和5年12月1日(予定)

公安委員会 説明資料№. 2

令和4年度中における犯罪被害

給付制度の運用状況について

令和5年6月8日

長 官 官 房

# 1 申請及び裁定の状況 (1)<u>申請の状況</u>

区 分	2年度	3年度	4 年度	前年度比
申請に係る被害者数	369	381	375	-6
(申請件数)	(440)	(443)	(445)	(+2)
遺族給付金	118	118	139	+21
(申請件数)	(189)	(180)	(209)	(+29)
重傷病給付金	163	156	134	-22
障害給付金	88	107	102	-5

裁定の状況(当該年度以前の申請分を含む) (2)

23	<u> </u>					
	区	分	2年度	3年度	4 年度	前年度比
裁定に係る被害者数		296	334	403	+69	
(裁定件数)		(377)	(396)	(477)	(+81)	
1	支	給 裁 定	263	288	368	+80
	(表	战定件数)	(338)	(347)	(441)	(+94)
	遺り	疾給付金	103	110	138	+28
	( -	裁定件数)	(178)	(169)	(211)	(+42)
	重傷	病給付金	98	110	129	+19
	障	<b>唇給付金</b>	62	68	101	+33
	不 支	給 裁 定	33	46	35	-11
	(表	战定件数)	(39)	(49)	(36)	(-13)

仮給付決定に係る被害者数	7	18	28	+10
(決定件数)	(10)	(19)	(29)	(+10)

- 裁定までに要した期間は平均約9.8か月・中央値約5.8か月
- 1年以内の裁定は75%

# 不支給裁定の理由 2

<b>不支給裁定の理由</b> (単位	江:人)
犯罪被害に該当しなかった	13
犯罪被害者負担額等が発生しなかった	1
遺族給付金の申請者が第一順位遺族ではなかった	1
日本国籍を有してなく、かつ、日本国内に住所を有しない	1
給付金の算定額を上回る労災補償、損害賠償等の受領が判明した	19
合 計	35

### 3 支給裁定額の状況

(単位:千円)

区 分	裁定額	前年度比	平均	前年度比	最高額
遺族給付金	1, 026, 411	+295, 045	7, 438	+789	39, 304
重傷病給付金	34, 854	+5,679	270	+5	1, 200
障害給付金	423, 205	+174,870	4, 190	+538	28, 224
裁定総額	1 484 470	+475 593	(※千口未満四丝	≥ <del>1</del>	<u> </u>

- 裁定に係る被害者数、裁定総額はいずれも増加 減額裁定に係る被害者数は78人(前年度比-7人)

# 4 国家公安委員会に対する審査請求の状況

- 請求 7件(前年度比-2件) 裁決 8件(前年度比-2件)
  - ※裁決の内訳 (棄却8件)